

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 2 月 23 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600614号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600251号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月20日の標準賞与額を48万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月20日

A社において請求期間に支給された賞与の年金記録について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当とされている。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の親会社であるB社から提出された請求者の請求期間に係る給与明細一覧表(以下「給与明細一覧表」という。)及びA社から年金事務所に提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、請求者は、請求期間においてA社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は実際の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、48万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料徴収権が時効により消滅した後に提出しており、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600721号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600250号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月20日の標準賞与額を145万9,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月20日

A社において請求期間に支給された賞与の年金記録について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当とされている。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の親会社であるB社から提出された請求者の請求期間に係る給与明細一覧表(以下「給与明細一覧表」という。)及びA社から年金事務所に提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、請求者は、請求期間においてA社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は実際の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記給与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、145万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料徴収権が時効により消滅した後に提出しており、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600611号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600056号

第1 結論

昭和46年*月から昭和47年3月までの請求期間、昭和52年10月から昭和59年3月までの請求期間、平成4年4月から平成6年2月までの請求期間及び平成7年4月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年*月から昭和47年3月まで
② 昭和52年10月から昭和59年3月まで
③ 平成4年4月から平成6年2月まで
④ 平成7年4月から平成9年3月まで

20歳になった頃に結婚し、元義母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。元義母が家族全員分の国民年金保険料を納付していたので、私の保険料も納付していたはずである。

夫と別居後、A市に住むようになり、A市役所の職員が自宅に国民年金保険料の集金に来てくれた。その人には、生活全般のことについて色々と相談に乗ってもらったのでよく覚えており、その人が当時の保険料を納付したことを証明してくれるはずである。

請求期間は間違いなく国民年金保険料を納付していたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「元義母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付してくれた。夫と別居後は、A市に住み、自宅に来たA市役所職員に、私が保険料を納付した。」と陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年*月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、請求期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、請求期間①及び②について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付をしたとする元義母は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者自身

は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である上、請求者に係るB町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿、社会保険事務所（当時）で作成された国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、請求期間①及び②は、いずれも未納とされていることが確認できる。

また、請求期間②は、78月と長期間であり、特定の者に対してこれだけ長期間にわたって保険料納付に関する事務処理を行政機関等が続けて誤ることは考え難く、請求者の元夫に係るB町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿、社会保険事務所で作成された国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、昭和47年7月から昭和54年10月までは未加入期間、同年11月から昭和59年3月までは、請求者と同様に未納とされていることが確認できる。

請求期間③及び④について、請求者は、「A市に住んでいたときは、自宅を訪問した市役所職員に国民年金保険料を納付した。」と陳述している。

しかしながら、A市は、戸別訪問による国民年金保険料の収納について、市役所職員は行っておらず、国民年金収納員に委託して行っていたと回答している上、請求期間当時に同市役所が委託していた国民年金収納員については不明としており、請求者自身も、自宅を訪問した同市役所職員の氏名を覚えておらず、当該期間の国民年金保険料の納付額、訪問回数等に関する具体的な記憶が無いことから、当時の状況が不明である。

また、請求者がA市に居住していた昭和63年7月から平成9年2月までのうち、請求期間③及び④以外の期間については、毎年免除申請をし、免除承認済となっていることから、A市に住んでいた期間は国民年金保険料を納付していたとする請求者の陳述と異なる上、請求期間④のうち、平成9年1月以降の保険料は、平成9年2月にD村（現在は、C市）に住所を移していることから、D村で納付することとなるが、上記のとおり、請求者はA市において市役所職員に納付したと陳述するのみで具体的な納付方法などについての記憶はない。

そのほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間①から④までについて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600626号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600252号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年1月31日から同年2月3日まで

A社には、平成2年4月2日から平成10年2月2日まで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主の陳述、雇用保険の被保険者記録並びに請求者から提出された同社発行の解雇に係る「通知書」及び平成10年分給与所得の源泉徴収票から、請求者は請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成10年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主及び社会保険事務担当者は、事業所の全喪年月日が平成10年1月31日であることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料については給与から控除していない旨回答している。

また、B健康保険組合から提出された請求者に係る健康保険任意継続被保険者適用台帳から、請求者は平成10年1月31日に健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、請求者から提出された給与支給明細書、平成10年分給与所得の源泉徴収票及び預金通帳からは、請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600692号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600253号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年1月1日から昭和63年7月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社が経営する事業所で勤務していた期間が、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないことが分かった。勤務していた期間をはっきりと記憶していないが、請求期間のうちの約半年間同店で正社員として勤務し、フロント業務を担当していた。給与明細書は所持していないが、給与から社会保険料を控除されていたと思うので、勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における勤務期間について、請求者が勤務期間当時の同僚として氏名を挙げた6名のうち1名及び請求期間に同社の厚生年金保険の被保険者記録を確認できる2名の同僚は、請求者の具体的な勤務期間については分からないとした上で、請求者が同社に勤務していたことを記憶していると回答している。

しかしながら、A社は、請求期間当時の関係書類を保管しておらず、請求者の同社における勤務、給与の支払及び厚生年金保険料の控除、厚生年金保険の被保険者資格取得に係る届出の状況等について不明である旨回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求者が勤務期間当時の同僚として氏名を挙げた6名のうち5名については、A社に係るオンライン記録を調査したところ、同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、これらの者に照会を行うことができないことから、請求者の勤務期間等について確認することができない。

さらに、A社の請求期間当時の役員は、請求期間当時、従業員が入社した際に、すぐには厚生年金保険の加入手続を行わず、6か月の試用期間経過後に加入手続を行っており、加入手続

を行う前に厚生年金保険料を給与から控除したことはない旨陳述しているほか、請求期間に同社の厚生年金保険の被保険者記録を確認できる複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格の取得日について、入社から5か月後、8か月後、37か月後など、その期間は異なるものの、同社への入社日より後である旨回答している。

これらのことから、A社は、請求期間当時、勤務する従業員について、必ずしも全ての者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。